

公益社団法人昭和会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、ワークライフバランスがとれる働きやすい環境をつくるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間

2. 内容

目標1：子育てを行う労働者に対して、短時間勤務制度や始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度の周知を図る。

<対策>

- 令和2年9月～ 院内LANやメールを活用した周知・啓発の実施
- 令和2年度～ 利用希望者に対する制度の詳しい説明

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休期間中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年 9月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和2年 10月～ 制度に関するパンフレットを作成し、対象職員に配布

目標3：所定外労働の削減のために設けた『ピタッとカエルデー』を定着させ、残業時間の抑制を図る。

<対策>

- 令和2年9月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和2年度～ WLB委員会からの広報案内や院内メール等での周知

目標4：年次有給休暇の取得を促進し、職員の心身のリフレッシュを図る。

<対策>

- 令和2年9月～ 年次有給休暇の取得状況の確認
- 令和2年度～ 各部署毎の年度毎の取得率の把握、残日数の告知等
- 令和7年8月まで アニバーサリー(本人または家族の誕生日等)休暇取得の促進